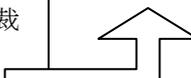


放射能対策事業の進め方について（案）

放射能対策事業として実施する際の意思決定については、機動的な対応が必要なことから、対策事業実施に伴う意思決定は全て本部会議において協議するのではなく、以下の考え方とする。

- ◆ 本部会議において方針及び具体的な事業等承認を受けたものに関する予算の執行、事業の運用及び重要なもの等については幹事会付議とし、承認後に実施可とする。
- ◆ 幹事会において承認されたもの及び軽微なものは、所管課において専決区分の決裁により実施可とする。
(放射能対策本部事務局合議)
- ◆ 上記の市長決裁により実施するものについては、幹事会後の直近の本部会議において、その報告を行う。

放射能対策本部	方針、具体的事業の決定等	本部会議で承認された事業の 予算執行・運用・重要案件等	
本部会議 【決定】	○	専決区分での決裁 ○	報告 (幹事会后直近)
幹事会 【調整等】	○		 (対策本部事務局合議)
プロジェクトチーム等 【立案】	○	○	